平成22年12月7日

資　　料

（資産課税［地方税］）

新築住宅等に係る減額措置について

新築住宅等に係る減額措置については、住宅をめぐる状況が地域によって様々であることを踏まえつつ、優良な住宅ストック重視の観点から、24年度改正までに真摯に議論し、結論を得ることとしてはどうか。

○　新築住宅に係る減額措置の概要

【特例内容】

住宅の種別	軽減期間	軽減割合	対象床面積
①一般の住宅（②以外）	３年度分	１／２	居住部分に係る床面積で、120㎡が限度（120㎡を超えるものは120㎡相当分まで）
②３階建以上で耐火構造の住宅	５年度分		

※　床面積要件　　居住部分の床面積が50㎡（戸建以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下
※　居住割合要件　居住部分の床面積が当該家屋の床面積の1／2以上

【減収額】

1，540億円（平成20年概要調書）

【創設年度】

昭和39年

○　平成22年度税制改正大綱（抄）

第４章　平成22年度税制改正
　５．資産課税
（２）租税特別措置等
　新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後１年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を２年延長します。

都道府県別の住宅の現状について

12月1日（水）
第15回税制調査会提出資料

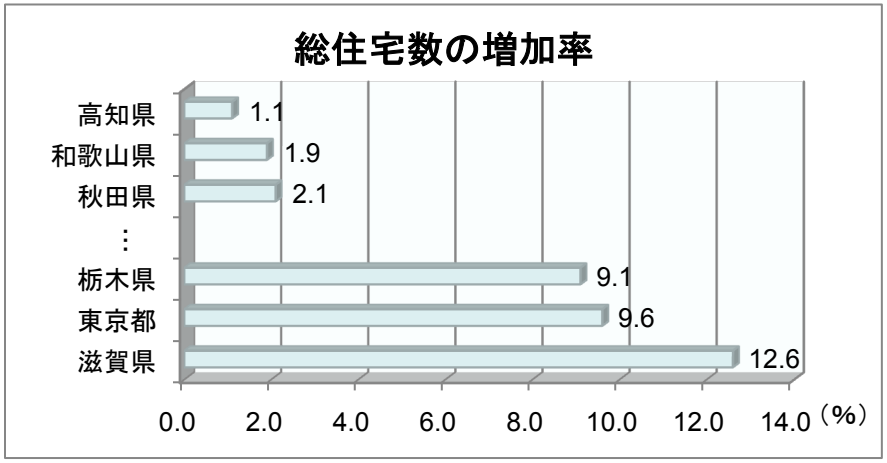

※平成15年から平成20年の増加率（全国　+6.9%）
※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

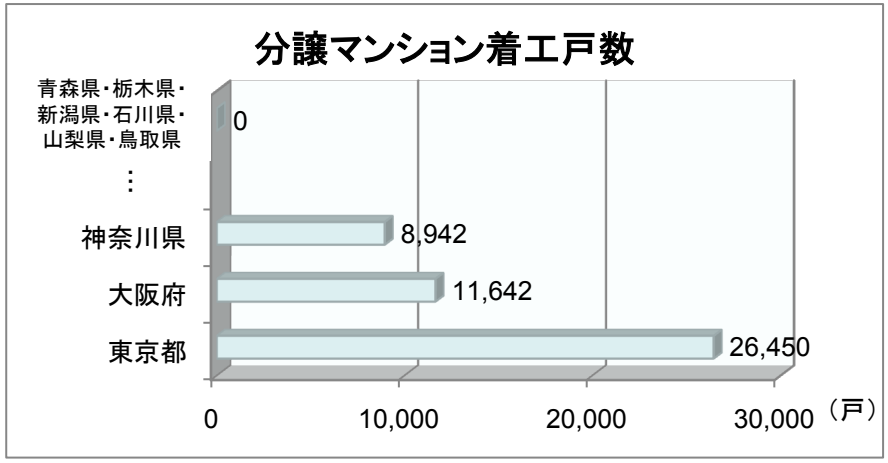

※平成21年10月から平成22年9月に着工された戸数（全国　78,741戸）
※数値は、「建築着工統計調査報告(平成22年9月)」に基づく。

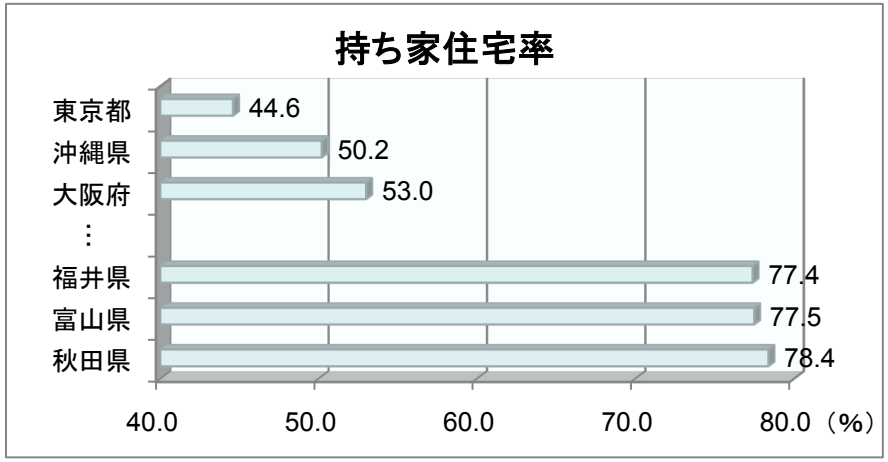

※「持ち家住宅率」は、住宅全体に占める持ち家の割合（全国　61.1%）
※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

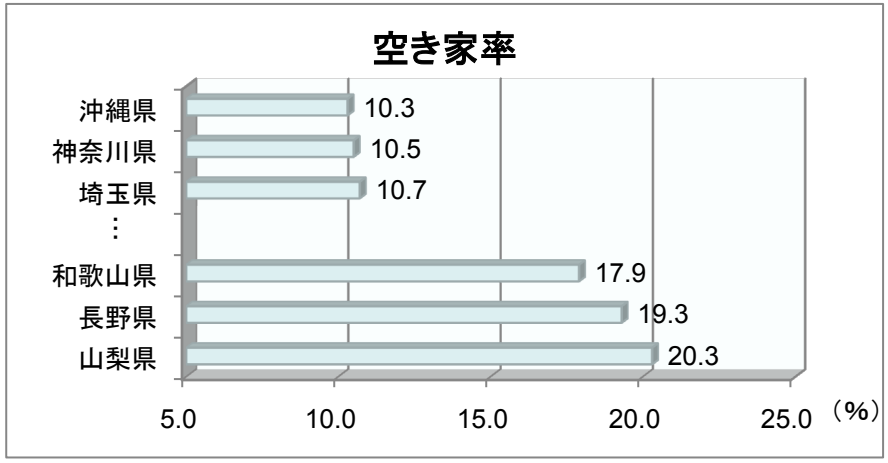

※「空き家率」は、総住宅数に占める空き家の割合（全国　13.1%）
※数値は、「平成20年住宅・土地統計調査」に基づく。

見直しの方向性

○　アンケート結果によれば、新築住宅に係る減額措置は新築（購入）の際のインセンティブになっていない。

○　住宅をめぐる状況は地域によって様々であり、地方団体においては、規制や補助金、税制などにより、地域の特性に応じた独自の取組を行っている。

　現行の減額措置は、全国一律の措置を地方団体に強いており、実態に合っていない。

○　新築住宅等に係る減額措置については、全国一律の措置ではなく、各地方団体の自由度を高める方向で、見直すべきではないか。